

最高裁判決を踏まえた生活保護費等の追加給付について

1 概要

令和7年6月27日の生活保護基準引下げ処分取消等請求訴訟に係る最高裁判決を踏まえ、国の対応方針が示されたことから、対象となる世帯に対して生活保護費等の追加給付を実施する。

2 対象世帯数（概算）

(1) 生活保護

約9,950世帯（受給中の世帯：約5,700世帯、廃止世帯：約4,250世帯）

(2) 中国残留邦人等支援給付

50世帯（給付中の世帯：48世帯、廃止世帯：2世帯）

3 対象期間及び給付額

(1) 対象期間

平成25年8月1日から令和8年3月31日まで

(2) 給付額

生活保護法第8条第2項の規定に基づく新たな水準と従来水準との差額

4 予算措置

455,863千円

(1) 保護費等

355,000千円（国庫負担3/4、区負担1/4）

(2) 事務費

100,863千円（国庫負担10/10）

※ 令和8年度当初予算措置済みであるが、今後、対象世帯等の精査を進める中で、必要がある場合は、補正予算等を含めて検討する。

5 給付時期及び方法

(1) 受給中の世帯

令和8年8月予定

職権により追加給付を実施する。

(2) 廃止世帯

令和8年9月以降予定

生活保護等廃止世帯からの申し出により追加給付を実施する。

なお、国の方針に従い、生活保護等廃止世帯へのプッシュ通知は行わない予定である。

※ ただし、死亡した人については、一身専属により追加給付の対象外となる。

6 周知方法及び今後のスケジュール（予定）

- ・ 区公式ウェブサイト 令和8年5月～（随時更新）
- ・ 区報 令和8年7月1日号及び8月1日号
- ・ コールセンターの開設 令和8年7月～令和9年3月
- ・ 廃止世帯向け受付相談窓口の開設 令和8年8月～令和9年3月

※ 上記方法等を通じて、対象となる世帯に対し、丁寧な周知及び対応に努める。